

# 処 分 基 準

令和3年6月1日作成

法 令 名 : 探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 : 第15条第1項
処 分 の 概 要 : 探偵業の停止命令
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」 のとおり
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 (電話 075-451-9111 内線3033)
備 考 :